

## 平塚市開発審査会提案基準の改正案に係るパブリックコメントと市の考え方について

### ◆パブリックコメント実施概要

#### ○意見の募集期間

平成25年12月6日（金）～平成26年1月6日（月）

#### ○改正案の閲覧場所

市役所（市政情報コーナー、開発指導課窓口）、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター、市ホームページ

#### ○意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、開発指導課窓口への持参

### ◆提出された意見の概要

#### ○提出者数

1人（団体）

#### ○意見数

2件

#### ○意見の対応方法

別紙「平塚市開発審査会提案基準の改正案に係るパブリックコメントと市の考え方について」のとおり

### 【問い合わせ先】

平塚市まちづくり政策部

開発指導課開発審査担当

電話 0463-21-8789（直通）

平塚市開発審査会提案基準の改正案に係るパブリックコメントと市の考え方について

別紙

No.	パブリックコメント	市の考え方
1	<p>本市では「市街化調整区域の土地利用方針」が策定されており、この方針では「地区活力回復区域」、「地域生活圏形成区域」、「特定区域」を定め、自然や農業環境との調和を図り土地利用の誘導を図ると謳われています。この方針と開発審査会提案基準の改正とが整合していることはもちろん、吉沢地区全体の利便性や地域住民の日常生活の利便性向上のための施設の土地利用誘導を実現するための方策にもなるべきと考えます。</p>	<p>都市計画法には「市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域」と規定されており、建築物を立地することは原則不可となっていますが、個人の財産保護や救済などを目的とした市街化調整区域内での建築行為を例外的に認めるものとして、今回のパブリックコメントの対象である「平塚市開発審査会提案基準」が存在しています。</p> <p>今回の平塚市開発審査会提案基準改正案の「提案基準4 法第29条第3号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物」や「提案基準18 既存宅地」から、小規模な店舗や福祉施設等は立地できる可能性があり、利便性向上につながるものと考えます。</p>
2	<p>平塚市都市マスタープラン（第2次）において、「学術機関や研究所と連携し、地域資源をいかして環境教育をベースとした交流・ふれあい、レクリエーションの場の形成」、「里山に愛着をもつ人や農業の支援をしてくれる人、遊休農地を活用してくれる人、新しい生活スタイルとして地域の人となり里山を支えてくれる人など、里山を理解する人の手を増やし、地域全体の活性化の検討」、「農産物を地産地消できる体制づくりや新たな職の発信基地の整備など、地域全体の活性化策の検討」、「周辺環境と調和する産業研究系土地利用の誘導」といった方向性が示されています。開発審査会提案基準の改正が、この方向性と整合していることはもちろん、この方向性に準じる吉沢地区の活性化に資する施設（例えば、農産物の直売所・加工所、市民農園等）の土地利用についても検討していただきたい。</p>	<p>今回のパブリックコメントの対象である「平塚市開発審査会提案基準」は、平塚市都市マスタープラン（第2次）及び「市街化調整区域の土地利用方針」と整合しており、その考えを受け改正しているものです。</p> <p>御意見いただいた農業従事者や農地に関連した施設等の整備については、平塚市開発審査会提案基準に該当しないものであっても、都市計画法第29条第2号、都市計画法第34条第1号及び第4号の規定により立地する手法があります。また、農産物の直売所等の立地に関しては平塚市開発審査会提案基準とは別に取扱い基準の策定を検討しているところです。</p>